平成２１年（フ）第２１４８２号
神奈川県大和市上草柳192番地の３
破産者　大青工業有限会社
１　決定年月日　平成22年４月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１４８３号
神奈川県大和市上草柳192－３
破産者　青木　洋光
１　決定年月日　平成22年４月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１５２７号
東京都杉並区今川４丁目23―15―305
破産者　永澤ひめか
１　決定年月日　平成22年４月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１５２９号
東京都八王子市堀之内３丁目10―12―101
破産者　佐久間隆夫
１　決定年月日　平成22年４月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１５３１号
千葉県松戸市馬橋280―301
破産者　姉川　　正
１　決定年月日　平成22年４月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１５３２号
埼玉県越谷市花田４丁目18―14―Ⅲ―203
破産者　山崎　春義
１　決定年月日　平成22年４月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１５９５号
東京都練馬区早宮１丁目23―３―201
破産者　大澤政一郎
１　決定年月日　平成22年４月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１６０１号
京都府京都市伏見区久我本町８―14、開始決定時の住所京都府京都市伏見区羽束師菱川町488―20
破産者　深坂　伸弘
１　決定年月日　平成22年４月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１６０６号
埼玉県所沢市大字神米金９―２、開始決定時の住所東京都杉並区松庵２―６―16―102
破産者　押塚　博信
１　決定年月日　平成22年４月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１６４４号
東京都日野市平山６丁目44―７
破産者　帖佐　敦夫
１　決定年月日　平成22年４月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１６４５号
東京都立川市上砂町４丁目45―46―103
破産者　篠塚　鉄治
１　決定年月日　平成22年４月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１６８０号
埼玉県入間郡三芳町大字北永井935―12
破産者　中山荘一郎
１　決定年月日　平成22年４月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１６８１号
埼玉県入間郡三芳町大字北永井935―12
破産者　中山真由美
１　決定年月日　平成22年４月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１６８７号
千葉県流山市西初石４丁目117―１
破産者　菊地　　亮
１　決定年月日　平成22年４月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１９０１号
東京都足立区小台２丁目21番５号
破産者　有限会社中村精工
１　決定年月日　平成22年４月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１９０２号
東京都足立区小台２丁目21―５
破産者　中村　宣由
１　決定年月日　平成22年４月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１９０３号
東京都足立区小台２丁目21―５
破産者　中村　房子
１　決定年月日　平成22年４月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１９０７号
茨城県つくば市二の宮４丁目２―６
破産者　吉岡　弘一
１　決定年月日　平成22年４月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１９１６号
東京都八王子市横川町108―５―103
破産者　小澤　昌正
１　決定年月日　平成22年４月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１９５４号
東京都渋谷区上原１丁目37―10―201、開始決定時の住所神奈川県三浦郡葉山町堀内1553―６
破産者　青山　明子（旧姓高橋）
１　決定年月日　平成22年４月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２００８号
神奈川県鎌倉市津473―９―201
破産者　西村　直也
１　決定年月日　平成22年４月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２０１４号
東京都新宿区北新宿３丁目15―５―201
破産者　兼平多佳子
１　決定年月日　平成22年４月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部